

環境災害対応委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、定款及び法人運営基本規則に基づき、環境災害対応委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 環境災害対応委員会は環境災害対応に関わる活動を担当する。

2 環境災害対応委員会は環境及び災害に係る諸問題に対応するため、地球惑星諸科学の研究協力、交流活動及び関連する学術団体等との連携を推進することにより、地球惑星科学の発展と普及に寄与する。

3 環境災害対応委員会は、第1項の目的を達成するために必要な活動を行なうとともに、それらに関する必要事項について審議を行い、その結果を理事会に報告する。また、環境災害対応に関する活動に関し、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長の任期)

第4条 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

附則

本規則は、この法人の設立の登記の日に遡って適用されるものとする。